

「胎内市あらゆる差別のない人権や多様性を認め合う基本条例（仮称）」素案

本条例は、市民一人一人が個人として尊重されることを目的とし、子どもから大人まで全ての市民に関わるさまざまな人権課題とその解決などについて規定するものです。

また、本条例は、自分らしく、安心して暮らしていくためにお互いの人権や多様性を認め、差別や偏見のない人権が尊重される明るい社会の実現を目指します。

【前文】

○市では、「すべての人間は誰もが生まれながらにして自由であり、一人一人のかけがえのない人間である」とする世界人権宣言や、「すべての国民は法の下に平等である」とする日本国憲法の理念及び、諸条約の基本理念、人権に関するすべての法律を踏まえ、あらゆる差別の解消に向けて差別や偏見のない、人権が尊重される明るい社会をめざして取り組んできました。

○しかしながら、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、被差別部落出身、本邦外出身者、疾病、性的指向、性自認などを理由としたさまざまな差別や偏見、いじめ、暴力等の人権侵害が依然として存在するだけでなく、近年では、インターネット等における人権侵害や新型コロナウイルス感染症における真実ではない情報の流布など、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、複雑多様化する人権の課題が生じています。

国においては、平成 28 年に施行された人権三法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」）を制定いたしました。

○あらゆる差別の解消に向けて差別や偏見のない社会をつくっていくには、様々な人権課題について正しく理解した上で、不当な差別や偏見を解消していかなければなりません。市民一人一人が自分らしく安心して暮らしていくために、お互いの人権を尊重し多様性を認め、差別や偏見のない人権が尊重される明るい社会の実現をめざして、この条例を制定します。

（説明）

※市は、「胎内市総合計画」の基本施策「市民と行政の協働によるまちづくり」の「人権の啓発・擁護」を推進するため、人権教育や啓発活動に取り組むとともに差別や偏見のない、人権が尊重される明るい社会をめざして取り組んでいます。

※「諸条約」とは、「人種差別撤廃条約」「女性差別撤廃条約」「子どもの権利条約」などです。

※市民とは、市内に在住する人、市内に通勤する人、市内に通学する人です。

【目的】

○あらゆる差別のない人権や多様性を認め合う地域社会を推進するための基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、市民一人一人が個人として尊重され、差別や偏見のない人権が尊重される明るい社会の実現することをめざします。

(説明)

※お互いの人権を尊重し多様性を認め合うには、市、市民及び事業者がそれぞれの立場で責務を果たすことが必要です。

【基本理念】

○市民一人一人が多様な個性のある存在であり、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落出身であることその他これらの複合的な事由による差別を受けることなく、お互いの人権を尊重し多様性を認め、自分らしく安心して地域社会で暮らすことができることを基本理念とします。

(説明)

※全ての人に必要とされる基本理念を定めることとし、様々な事由が複合的に重なり合うことで生じる人権課題を捉える視点も必要です。

【人権を侵害する行為の禁止】

○市民は、家庭、地域、学校、職場、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、出身、その他社会情勢の変化等に伴い新たに顕在化した人権課題等、理由の有無にかかわらず、差別、いじめ、誹謗・中傷、虐待、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権侵害をする行為をしてはいけません。

(説明)

※理由の有無に関わらず、あらゆる人権を侵害する行為を禁止します。

【市の責務】

- 市は、基本理念に基づき、人権を尊重し多様性を認め合う地域社会を推進するために必要な施策を総合的に推進します。
- 市は、施策の推進をするに当たっては、市民、事業者及び関係機関との連携及び調整を図ります。

(説明)

※市は、基本理念に基づいて、人権を尊重し多様性を認め合う地域社会を推進するために必要な取り組みを市民、事業者、関係機関と連携を図りながら計画的に推進していきます。

【市民の役割】

- 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場や機会を通じて、お互いの人権を尊重し多様性を認め、自分らしく安心して地域社会で暮らすことができることの実現に寄与するよう努めます。
- 市民は、様々な人権課題の解決に向け、市が実施する人権施策の推進に協力するよう努めます。

(説明)

※基本理念に基づいて、家庭、地域、学校、職場などにおいて差別を受けることなく、お互いの人権を尊重し多様性を認め、自分らしく安心して地域社会で暮らすことができるためには、市民一人一人が人権意識を高めるとともに、市が実施する人権施策の推進に協力するよう努めます。

【事業者の役割】

- 事業者は、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めます。
- 事業者は、様々な人権課題の解決に向け、市が実施する人権施策の推進に協力するよう努めます。

(説明)

※基本理念に基づく人権意識を高めるため、事業者は、人権に関する知識や理解が深められるよう必要な取組を行うよう努めます。

※事業者とは、市内において事業活動を行う個人や法人などの団体です。営利団体か非営利団体かは関係なく、活動する団体すべてを含めます。

【人権教育・啓発の充実】

○市は、市民が様々な人権課題について正しい理解を深め、一人一人が人権尊重の理念を正しく理解し、自ら考え、自ら判断し、自ら行動する力を育てていくために必要な取組を行います。

(説明)

※様々な人権課題の解決を図るための施策を取り組むにあたり、市民や事業者、学校教育や社会教育など生涯を通じたあらゆる教育の場において、人権に関する知識や理解を深められるような取組を行うことが必要と考えます。

【相談と救済】

○市は、市民一人一人が安心して気軽に相談できるように、さまざまな人権侵害に関する相談ができ、適切な救済を受けられるよう、国、県及び関係団体との連携を図り、必要な措置を講じます。

(説明)

※様々な人権侵害に関する相談は、人権相談、生活相談、教育相談、医療相談、福祉相談を含んでいることを踏まえ、国・県などの関係機関と連携しながら、迅速に的確に相談に及び救済に努めます。

【胎内市人権教育・啓発推進会議の設置】

○市は、あらゆる差別のない人権や多様性を認め合う地域社会を推進するため、胎内市人権教育・啓発推進会議（以下「推進会議」）を設置します。

○「推進会議」は、次の事項を所掌します。

- (1) 人権施策の評価、意識調査、人権に関する実態や課題の把握。
- (2) その他条例を推進するために必要な事項
- (3) 相談に係る必要な措置及び救済手法の検討
- (4) 市長の諮問、その他人権についての必要な事項

【胎内市人権教育・啓発推進会議の組織】

○「推進会議」は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織します。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 関係団体が推薦する者
- (4) 公募市民

「推進会議」の委員（以下「委員」）の任期は 2 年とします。

(説明)

※現在、設置している「胎内市人権教育・啓発推進委員会」要綱を廃止し、市の附属機関として「胎内市人権教育・啓発推進会議」（審議会）へ移行します。